

特許制度の概要

1 特許制度の基本

特許制度の内容

特許制度は「特許法」という法律に規定されている。

この特許法によれば、発明をした者が特許庁に発明の内容を開示して特許出願をすると、特許庁の審査官は特許出願が特許権を付与するための条件すなわち特許要件を充足しているか否かについて審査し、審査官が特許出願は特許要件を充足している判断したときには、特許発明を独占的に実施することができる特許権が成立する。たとえば、発明者がこれまでにない機能を有する新規家庭用電気機器を発明し、発明者がこの新規家庭用電気機器について特許出願をすると、特許出願が特許要件を充足していれば、発明者は特許権を取得することができ、特許権者である発明者は上記の新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができる。

特許制度の存在理由

では、どのような理由により特許制度が存在するのであろうか。

仮に、特許制度が存在しない場合には、発明者が発明の内容を開示すると、発明者以外の者もその発明に係る物を製造、販売することができる。そして、もし発明が有用なものであれば、たとえば発明に係る物が便利なものであれば、発明に係る物が大量に売れるから、発明に係る物を製造、販売する者は経済的利益を得ることができるので、発明に係る物を製造、販売する者が多く出現す

る場合がある。たとえば、上記のような新規家庭用電気機器を発明した者がその発明の内容を開示したときには、発明者以外の者も新規家庭用電気機器を製造、販売することができ、もし新規家庭用電気機器が便利なものであり、新規家庭用電気機器が大量に売れば、新規家庭用電気機器を製造、販売した者は経済的利益を得ることができるので、多くの者が新規家庭用電気機器を製造、販売することとなる。このように、特許制度が存在しない場合には、発明者が発明の内容を開示すると、発明者以外の者が開示された発明を実施する場合がある。

しかし、発明者以外の者が開示された発明を実施すると、発明者は経済的利益を十分に得ることができないことがある。たとえば、発明者が多額の研究費用を投入して新規家庭用電気機器を発明して、新規家庭用電気機器の製造、販売を開始したとしても、発明者以外の者も新規家庭用電気機器を製造、販売していれば、発明者は発明者以外の者との競争となるから、新規家庭用電気機器が便利なものであったとしても、発明者の新規家庭用電気機器の販売数が多くはならないことがあり、しかも発明者は新規家庭用電気機器の販売価格を低く設定せざるをえない。このように、特許制度が存在しない場合には、発明者が多額の研究費用を投入して発明しても、発明の実施により経済的利益を十分に得ることができない場合がある。

この結果、多額の研究費用を投入して自ら発明をするよりは、他人が発明を開示するのを待って、その発明に係る物を製造、販売する方が得策であるということにもなり、この場合には多くの発明がなされない結果となってしまう。また、発明者が発明をしたとしても、発明者が自己の発明を他人が実施するのを防止しようとするれば、発明の内容を秘密にする必要があるから、有用な発明の内容が秘密にされて開示されないことがあり、あるいは有用な発明の内容が

開示される時期が遅れることがある。この場合、有用な発明が実施される機会が失われ、あるいは有用な発明が実施される時期が遅れることになる。

これに対して、特許制度が存在しているときには、発明者が特許出願をして発明を開示すれば、代償として特許発明を独占的に実施することができる特許権が付与されるから、発明者は特許発明に係る物を独占的に製造、販売して経済的利益を得ることができる。たとえば、新規家庭用電気機器の発明者が特許権を取得したときには、その発明者は新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができるから、発明者以外の者との競争とはならないので、競争がある場合と比較して発明者の新規家庭用電気機器の販売数も多くなり、また発明者は新規家庭用電気機器の販売価格をある程度自由に設定することができ、もし新規家庭用電気機器が大量に売れば、発明者は経済的利益を得ることができる。したがって、多額の研究費用を投入してでも発明をしようとする者が多くなり、多くの発明がなされる結果となる。

しかも、発明者が発明をしたとしても、特許出願をしなければ特許権を取得することができないのであるから、発明者は特許権を取得するために特許出願をするので、発明の内容が開示されることとなる。そして、発明の内容が開示されないときには、発明者のみがその発明の改良を考えることになるが、発明の内容が開示されたときには、発明者以外の者もその発明の改良を考慮することができるのであり、開示された発明に基づいて新たな有用な発明がなされる機会を確保することができる。たとえば、新規家庭用電気機器の発明が開示されれば、発明者以外の者に規家庭用電気機器の発明の改良を考慮の機会が与えられ、規家庭用電気機器が飛躍的に改良される可能性がある。

また、発明者に特許権が付与されれば、発明者は発明に係る物たとえば新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができるのであるから、発明者

によって発明が実施されることが多くなる。また、仮に発明者が新規家庭用電気機器の製造、販売を行なう資金を有していないときにも、発明者は新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができるのであるから、発明者に新規家庭用電気機器の製造、販売を行なう資金を提供する者が現れる可能性があり、この場合にも発明が実施されることとなる。さらに、発明者が自ら発明を実施しないときにも、発明者は第三者に発明を実施させることができるから、発明の実施が促進される。たとえば、新規家庭用電気機器を発明して特許権を取得した発明者が十分な資金を有しないために自ら新規家庭用電気機器を製造、販売しないときにも、十分な資金を有する第三者が発明者の許諾を受けて新規家庭用電気機器を製造、販売することができ、この場合にも発明の実施が促進される。そして、有用な発明が実施されれば、我々の生活が豊かになる。

以上のように、特許制度は、発明者に発明の内容を開示させ、その発明の内容の開示の代償として特許発明を独占的に実施することができる特許権を付与することにより、発明を奨励するとともに、発明の実施を促進して、産業の発達に寄与する制度である。

2 特許出願

発明者が特許権を取得するためには、特許庁に特許出願をしなければならない。特許出願をするには、どのような発明をしたのかを説明する明細書、どのような発明について特許権を要求するのかを示す特許請求の範囲等からなる出願書類を特許庁に提出する必要がある。たとえば、新規家庭用電気機器を発明した者が特許出願をする場合には、新規家庭用電気機器の発明の内容を説明す

る明細書、新規家庭用電気機器の発明について特許権を要求することを示す特許請求の範囲等からなる出願書類を特許庁に提出する必要がある。

特許制度は発明の内容の開示の代償として特許権を付与する制度であるから、特許出願においては発明の内容が開示されなければならない。このため、特許出願をするには、どのような発明をしたのかを説明する明細書を提出必要がある。また、特許出願をすることによって特許権が成立するのであるから、特許権の内容が定まらなければならない。このため、どのような発明について特許権を要求するのかを示す特許請求の範囲を特許庁に提出する必要がある。

また、特許出願がなされたときには、特許出願から1年6ヶ月が経過した後に、特許出願された発明の内容が公開される。

特許権を付与して発明の内容を開示させるのは、開示された発明に基づいて新たな有用な発明がなされる機会を確保するためであり、特許出願された発明に基づいて新たな有用な発明がなされる機会を確保するためには、早期に特許出願された発明の内容を開示する必要がある。たとえば、新規家庭用電気機器の発明についての特許出願がなされ、特許出願から1年6ヶ月が経過した後に新規家庭用電気機器の発明が開示されれば、発明者以外の者にも新規家庭用電気機器の発明の改良を考える機会が与えられ、規家庭用電気機器が飛躍的に改良される可能性がある。

3 特許要件

特許出願により開示された発明の全てについて特許権が付与されるわけではない。特許権が付与されるための条件、すなわち特許要件を充足する特許出願

についてのみ特許権が付与される。

特許権は発明の内容の開示の代償として付与されるから、特許権の付与にふさわしい発明を開示した特許出願についてのみ、特許権が付与される。たとえば、発明の内容が世の中に知れている公知発明を特許出願により開示したとしても、そのような発明の開示によって社会が新たな発明を利用する機会が担保されるわけではないので、そのような特許出願に対しては特許権は付与されない。

4 審査手続

特許出願が特許要件を充足するか否かは、特許出願人が提出した明細書、特許請求の範囲等からなる出願書類に基づいて、特許庁の審査官が判断する。この審査官の判断は、所定の流れを有する審査手続によって行なわれ、審査手続には特許出願人に審査官の判断についての意見を述べる機会を与える手続が含まれる。たとえば、審査官が特許出願によって開示された発明は公知発明であると判断したとしても、特許出願人には開示された発明は公知発明ではないことを説明する機会が与えられる。

審査官の判断には誤りが生ずる可能性があるから、特許出願人に審査官の判断についての意見を述べる機会を与え、審査官は特許出願人の意見を考慮して最終的な判断を行なうことにより、審査官の最終的な判断が正しいことを担保する。

5 特許権

特許出願は特許要件を充足していると審査官が判断したときには、特許権が成立する。特許権を取得した者は出願書類の特許請求の範囲に記載された発明すなわち特許発明を独占的に実施することができる。たとえば、発明者が新規家庭用電気機器の発明について特許権を取得したときには、特許権者である発明者は新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができ、他人に対し新規家庭用電気機器を製造、販売しないように請求することができる。

発明者は自らの発明を開示した代償として特許権を取得して特許権者となり、たとえば特許発明に係る新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができ、特許権者は経済的利益を得ることができる。

また、特許権者は他人に特許発明を実施することを許諾することができる。たとえば、十分な資金を有しない特許権者は、十分な資金を有する他人に特許発明に係る新規家庭用電気機器を製造、販売することを許諾することができる。

この場合には、特許権者は実施の許諾を受けた者から許諾に対する対価を受けることができるから、特許権者は経済的利益を得ることができる。また、十分な資金を有しない特許権者が自ら特許発明を実施しないときにも、十分な資金を有する者によって特許発明が実施されることとなる。

また、特許権は譲渡することができる。たとえば、特許権者は他人に特許発明が新規家庭用電気機器の発明である特許権を譲渡することができ、この場合には特許権の譲受人は新規家庭用電気機器を独占的に製造、販売することができ、発明者といえども新規家庭用電気機器を製造、販売することはできない。

特許権が譲渡されたときには、特許権者は譲受人から金銭を受け取ることができるから、特許権の譲渡により特許権者は経済的利益を得ることができる。また、十分な資金を有しない発明者が特許権を取得したのち、特許権を十分な

資金を有する他人に譲渡して、特許発明の実施の事業を他人に委ねることができる。

さらに、特許権は永久的な権利ではなく、出願日から20年が経過すると特許権は消滅する。したがって、特許権者が特許発明を独占的に実施できる期間は出願日から20年までであり、それ以後は誰でも特許発明であった発明を自由に実施することができる。

特許権は発明の内容を開示した代償として与えられるが、特許権を永久的な権利としたときには、特許権者以外の者はいつまでも特許発明を実施することができず、有用な発明の実施の促進を図ることができないから、存続期間が定められた。

6 外国特許

外国においても特許権を主張するには、外国でも特許権を取得する必要がある。

原則として各国の特許制度は独立であり、日本において特許権を取得したとしても、外国たとえば米国においては特許権を主張することはできない。このため、各国においても特許権を主張しようとするれば、特許権を主張したい国においても特許権を取得する必要がある。

なお、各国の特許制度は基本的には日本の特許制度と同様である。

(内容は平成19年1月1日現在)

